

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2008/2/11～2008/2/19 第72回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
017	本多孝 委員	08/2/19	「「原案」総括審議」が寄せられました。別紙017-1をご参照下さい。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2008/2/11～2008/2/19 第72回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
971	小山公久氏	08/2/19	「環境についての専門的な議論・検討を期待しています」が寄せられました。別紙971-1をご参照下さい。
970	酒井隆氏	08/2/19	「官製検討委員会では不正事案再発防止はできない！」が寄せられました。別紙970-1をご参照下さい。
969	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	08/2/18	「説明責任すら果たそうとこなかった」が寄せられました。別紙969-1をご参照下さい。
968	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	08/2/18	「淀川水系流域委員会の審議に関する意見」が寄せられました。別紙968-1をご参照下さい。
967	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	08/2/18	「河川管理者の原案説明会・意見交換会はまったく不十分である」が寄せられました。別紙967-1をご参照下さい。
966	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	08/2/18	「3つの質問」に対する河川管理者の回答」が寄せられました。別紙966-1をご参照下さい。
965	伊賀利水検討グループ 浅野隆彦氏	08/2/17	「《伊賀用水問題を考える》＝河川管理者回答への反論(2/17改訂版)」が寄せられました。別紙965-1をご参照下さい。
964	小山公久氏	08/2/16	「オオサンショウウオ・カエルツボカビ症の検査を行わず、感染する危険性の高い保護池飼育をただちに止める！」が寄せられました。別紙964-1をご参照下さい。
963	森脇榮一氏	08/2/15	「[洪水の越流で破堤されない堤防(越流可能堤防)整備について]*超過洪水対応の越流可能堤防は河川整備基本計画対応後に整備すべき*」が寄せられました。別紙963-1をご参照下さい。
962	中川学氏	08/2/14	「天ヶ瀬ダム再開発事業についての質問」が寄せられました。別紙962-1をご参照下さい。
961	宇治市	08/2/14	「淀川水系河川整備計画原案に対する意見」が寄せられました。別紙961-1をご参照下さい。
960	中村桂子氏	08/2/11	「意見」が寄せられました。別紙960-1をご参照下さい。

「原案」 総括審議

委員 本多 孝

計画策定について

原案の住民説明について

住民説明会に参加させていただいた。その中から住民意見の聴取反映について十分なされたかどうか述べたい。

住民説明会は、河川ごと、地域ごとに行われてきた。

1. 住民への説明責任

住民にまずわかりやすく説明されたかどうかについて説明責任が充分ではなかったという印象を持った。

①十分な時間であったか、②素人が判断できる内容であったか、③住民と河川管理者の使う用語に距離はなかったか、④わかりやすきの点からうまく伝わったかどうか疑問に思った。

「ポテンシャルって何？」というような用語の質問を聞いたが、河川管理者にとってはあたりまえの言葉も住民にとっては難しい専門用語のように聞こえる。

「ダムがなくなり、環境も良く取り組んで、よくなった」という住民意見もあったが、今、流域委員会で争点となっている河川整備の考え方や問題点は伝わっておらず、表面的な取り組みの報告に終わっているように思う。

2. 判断材料の提供

河川整備の理念の問題では、どのような意見や争点があったのか、修正案や提案、代替案など流域委員会の意見や傍聴者の意見などさまざまな視点を、判断材料が与えられないと原案だけ説明されても考える基準や比べるものがなく住民の判断が乏しくなる。

3. 意見の聴取反映の対応

住民意見を聞く時間が全体的に少なかったのではないか。また、説明をつくすだけの場合なのか、そこで聴取した意見を反映させることもあるのか参加住民にはわかりにくかったし、聴取の仕組みが見えていない。またどのように扱われるのかもまったく不明である。

河川管理者は、この間の説明会を終えて、どんな住民意見を聴取し、反映される項目があったのかなかったのか公表する責任を説明会を開いたものとしておわなければならない。

必要かつ十分な説明であったかは疑問が残る。

環境についての専門的な議論検討を
期待しています

小山公久

1. 昨年8月、急に、ダムのアセプトマニフェスト(長寿命化)
を川上ダム建設の理由として出してきた。

地元、青山町や桐ヶ丘団地住民に対する説明会
も行われたが、旧上野市側で2回の意見交換会
が行われたにすぎない。

新しくダムを作りやすい、設置目的の変更
であるのに、これで住民への説明は果たしたとされる
のか。又示された資料も、不十分で、検討に
価しないもののように思える、が流域委員会で
十分な議論を期待しています。

2. オオサニシヨウウオの生育密度の比較図は

ぬちやくちやな比較であり、この程度の専門家が
が指導されているのかと思うと情ない。

とにかく、この密度比較の指導されたのが
専門家の氏名を、再度おうかがいいたします。

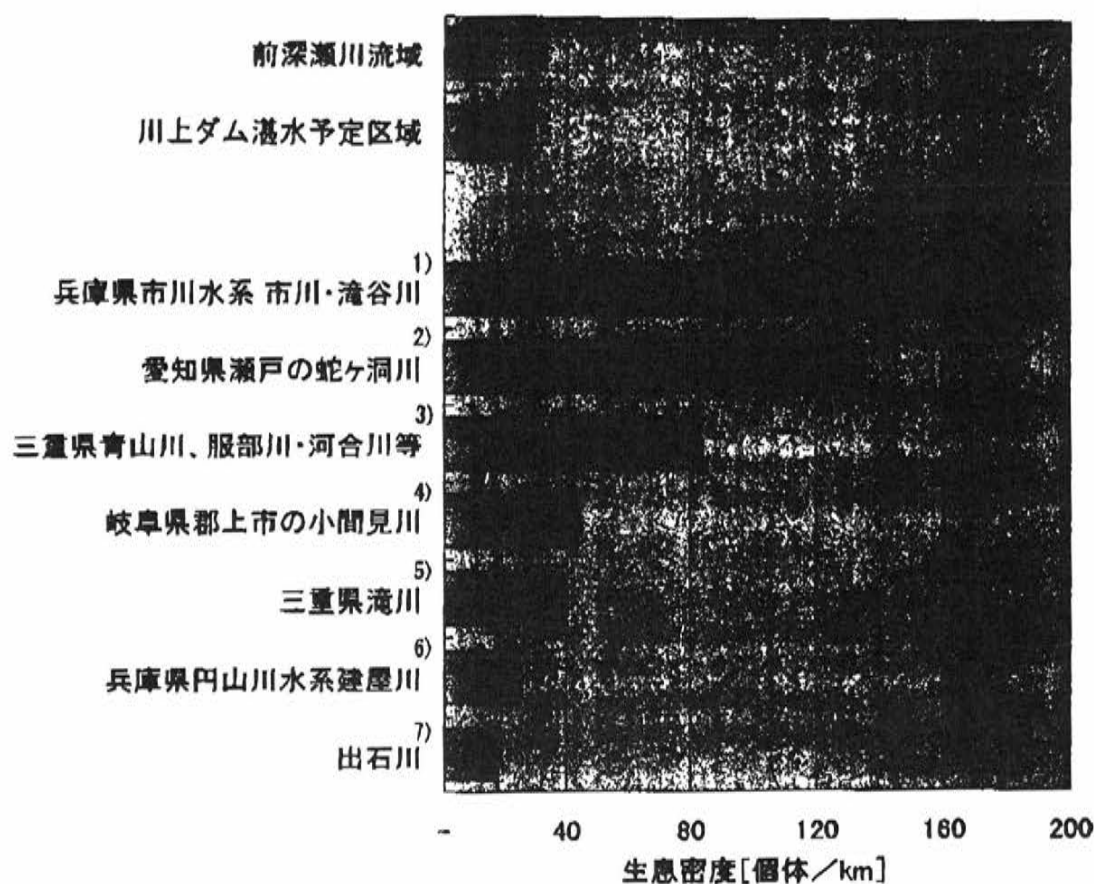
流域委員会メンバーの皆さんは、な、とく
されてかられるのでしょうか。

別紙-伊賀 12-3 (回答)
 独立行政法人 水資源機構
 川上ダム建設所

各河川におけるオオサンショウウオの生息密度

オオサンショウウオの生息地は、岐阜県が東限で、西日本、四国、九州北東部に分布しており、特に中国地方には多数の生息地があります。調査頻度等の条件は、各生息地や調査実施機関によって異なると思いますが、入手可能な文献等から、他の生息地における河川延長 1 kmあたりの生息確認個体数を算定して、前深瀬川流域と比較すると、下図のとおりであり、少なくとも、前深瀬川流域が日本最大の生息地であるということはないと考えています。

なお、下図の前深瀬川流域(川上川含む)の生息密度(河川延長 1 kmあたりの生息確認個体数)は、当該流域において同一の調査範囲(30.3 km)で実施した平成 14~18 年度のオオサンショウウオ生息確認調査による確認個体数から算定したものです。



各河川におけるオオサンショウウオの生息密度の比較

【出典】

- 1) 動物園水族館雑誌 Jour. Jpn. Assoc Zool. Aqua, 36(2):51-57, Feb. 1995 兵庫県市川水系におけるオオサンショウウオの生態Ⅷ. 繁殖生態について(2) 闘争(柄本武良) p1
- 2) 中日新聞 (2002. 2. 11)
- 3) 第 2 回オオサンショウウオの会発表資料 オオサンショウウオ情報のデータベース化(三重県自然環境室) p1
- 4) 生物部 2005 年号ハザコ(岐阜県立郡上高等学校生物部) p29, p38
- 5) 平成 15 年度オオサンショウウオ生息実態調査業務報告書 滝川生息実態調査(木津川上流河川事務所) p3
- 6) 兵庫陸水生物, 47:61-66(1996) 河川工事とオオサンショウウオの保護について(6)(柄本武良) p1
ふるさとの川 建屋川 一級河川建屋川における試みⅡ(兵庫県八鹿土木事務所) p2
- 7) 兵庫県ホームページ (2006. 8. 27 時点)

3 森林・緑のダム効果については、本津川流域で大規模開発によって失われた森林面積に緑の復活については、2004年の住民対話集会で質問した時に説明資料として、次頁に示す様に森林の果たす様々な役割については、一切ふれなかった。大洪水には効果がないという事のみ、答へに始終されました。

面積についても、大規模開発が終了後のデータしか示されず、これ以上森林を増加させる余地は少ないとされました。

とにかく、緑の回復については、審定するのによろまとなられました。

そこで農水省と協議する事を提案いたしましたか、その後どうされましたか。

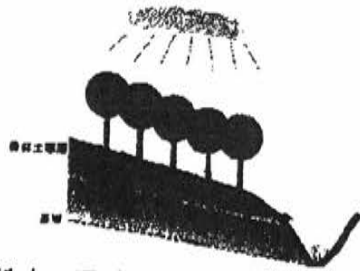
いまは、緑の復活に反対されるのですか、本津川上流域で失われた緑の復活には協力されましたか。

具体的に復活された面積を答えて下さい。

4. かぶと君の意見

森に住むかぶと君のつぶやきを聞いてこまませんか。私の胸も泣いています。

緑のダムのかえ方



地中へ浸透

小雨時には、雨は地中に浸透し直接流れ出る量は少ない



土壌は飽和状態

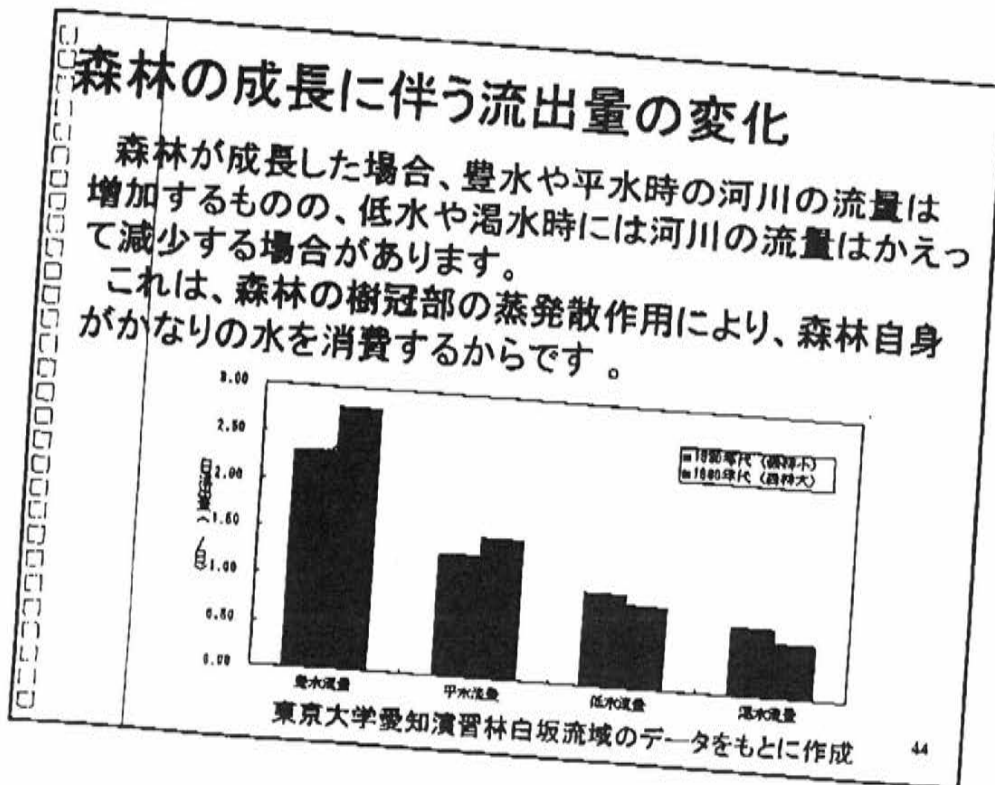
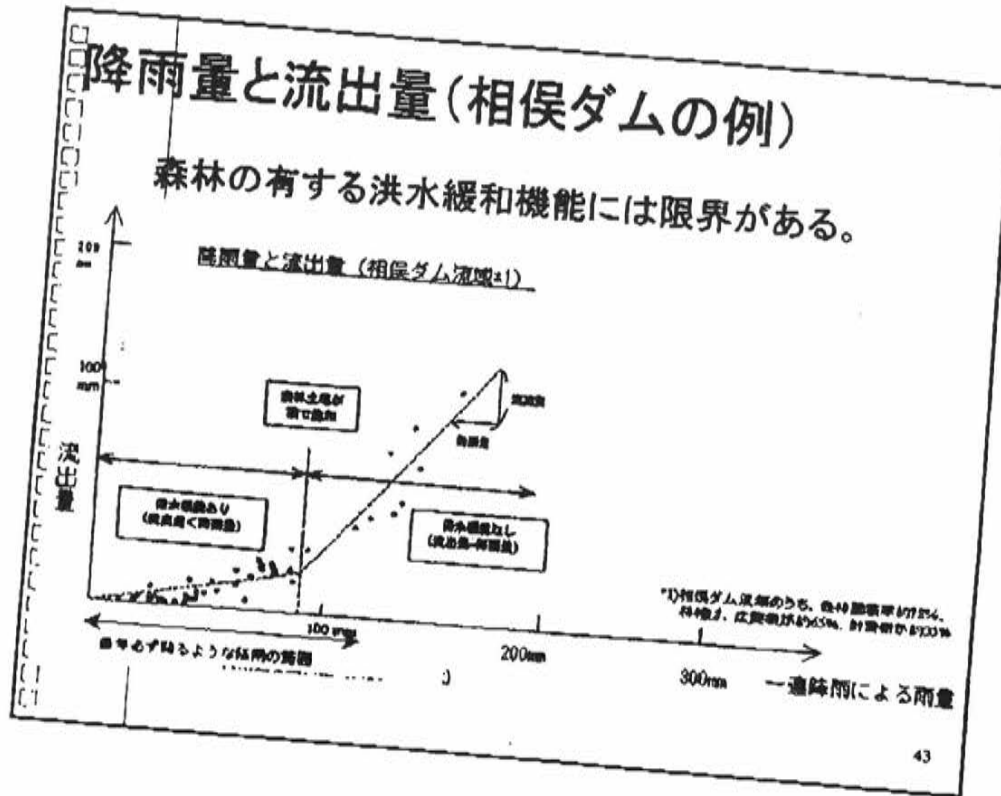
大雨では土壌が飽和状態となり、降った雨がそのまま流れ出す

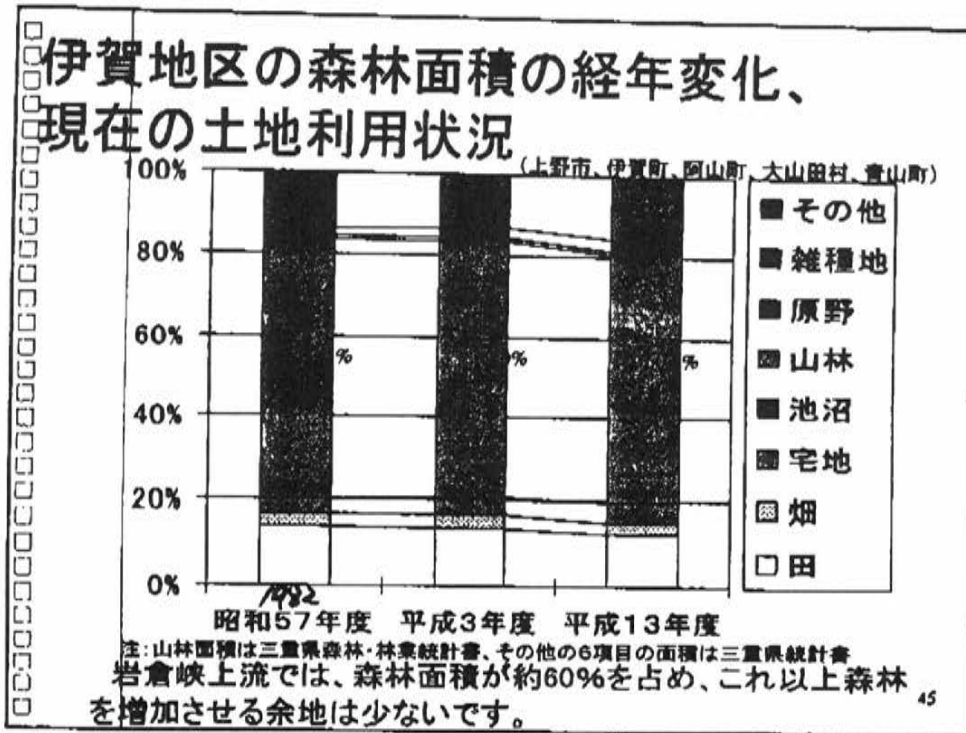
森林の整備ではダムの治水機能を代替できない。

緑のダムによる治水機能について

治水上問題となる大雨の時には、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水において顕著な効果は期待できない。

日本学術会議(答申)より抜粋





ダム予定地の断層等の安全性

ダムを計画する時に行う地質調査は主に下の3つです。

- ①活断層調査
- ②ダム予定地の地質調査
- ③地すべり調査

-6-

71回委員会参考資料1 NO927 続報意見タイトル

官製検討委員会では不正事案再発防止はできない！

国営飛鳥歴史公園（近畿地方整備局管轄）で談合の疑い

大阪地検特捜部捜査 関係者再逮捕 国交省職員からも事情聴取

■参考資料

記者クラブ資料配布 近畿地方整備局20/2/6 20:50

「第2回 近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の議事概要について」

第2回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の 議事概要について

平成20年2月6日

<問い合わせ先>

小林主任監査官 内線(2114)
上田総括調整官 内線(2212)
岩崎企画調整官 内線(3112)
TEL 06-6942-1141(代表)

(概要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日時)

平成20年2月6日(水) 17:40～19:50

(開催場所)

大阪マーチャンダイズ・マートビル 2階 1・2号室

(出席者)

委員長 布村近畿地方整備局長

委員 副局長(建設) 副局長(港湾) 総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

中務 嗣次郎(入札監視委員会委員長・弁護士法人中央総合法律事務所所長弁護士)

吉川 吉衛(発注者綱紀保持委員会委員・大阪市立大学大学院教授)

大西 有三(京都大学大学院工学研究科教授)

(議事概要)

布村局長挨拶

本日も外部委員の方々には、お忙しい中、前回に引き続きご無理を申し上げ、こうした夕方時間で恐縮ですがご出席賜りありがとうございます。

2月2日には、既に逮捕された職員と業者が起訴保留のまま再逮捕され、同一業者の方が新たに逮捕されました。これまでも申し上げているように、極めて遺憾なことであり、水害の被災者をはじめとした地元の皆様、国民の皆様にお詫びしたいと思います。徹底した究明のための調査を行うとともに、二度とこのようなことが起きないような再発防止策を確立していきたいと思っております。

現在、前回の委員会でいただいた意見も踏まえ、契約関係の資料調査等を進めています。また、これまで警察から、「職員や関係業者の事情聴取等の捜査に支障があることについては厳に差し控えて欲しい」との要請がありましたが、1月30日に警察から「職員及び

沖野工務店以外の関係業者に対する事情聴取等の調査をしてもらってもよい。」との了解を得たことから、関係職員及び関係業者に対する事情聴取を開始したところです。

収賄容疑で逮捕された職員については、接見もできない状況にあり、現在のところ、職員をはじめとする関係者からの事情聴取を始めたばかりで、事実関係が判明していないところが多々ございます。本日の委員会では、現在の調査状況等を報告させていただき、徹底した事実関係の究明のために追加すべき調査・検討項目について御議論をお願いしたいと思います。また、全般にわたる再発防止策については、年度末を目途に中間とりまとめをお願いしたいと考えておりますが、今からでもすぐにできることについては、当面の再発防止策として取りまとめ、速やかに実施したいと考えており、このことについても審議をいただきたいと思います。

1 回目の委員会でも申し上げましたように、全職員が一丸となって再発防止に取り組むことが必要であると考えており、事実関係の徹底した究明のもと、二度とこのようなことが起きないように、具体的かつ実効性のある防止策を確立できるよう、当整備局としてもしっかり対応していく固い決意でございますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本日及び今後の審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

なお、本委員会の審議内容と直接関係することではありませんが、円山川沿川の地元の方々からは、今回の事件で一連の水害対策が遅れないか心配される声が多く出されておりますが、遅滞することのないよう、整備局をあげて最大限の努力をしていくこととしております。

議事

(1) 現在の状況について事務局より説明。

- ・ 1月28日付けで、中村豊岡河川国道事務所長を企画部付とし、現地で捜査協力や報道対応に専念させる人事を発令。事務所長は、細川環境調整官が兼務する。
- ・ 1月30日に兵庫県警から沖野工務店以外の業者及び整備局職員に対し、整備局として調査を開始することについて了解を得、2月4日から関係職員に対する事情聴取を開始した。
- ・ 1月30日、31日にカウンセラーを豊岡河川国道事務所に派遣した。
- ・ 2月2日、兵庫県警に逮捕拘留されていた豊岡河川国道事務所職員が(株)沖野工務店からの収賄容疑で再逮捕された。また、同日、新たに同工務店社長が贈賄容疑で逮捕され、同工務店営業部長が同容疑で再逮捕された。

(2) これまでの調査状況及び調査結果、今後の調査・検討の進め方について事務局より説明。

- ・ 調査対象の工事数、調査項目数が多いため、段階的に調査を行うこととした。
- ・ 書面の調査として、まず変更額の大きい工種を含む工事(全体74工事のうち59工事)について、書面により積算の適正性、変更契約の理由の妥当性、変更手続の適正性に関する一次調査を実施した。その結果、現時点で水増しと思われる不適切な積算は見受けられないが、確認不足の項目や書面上確認できない項目が存在した。
- ・ 一次調査対象外の15工事の単価・数量・工種の根拠等の調査を実施するとともに、検査手続のプロセス及び一次調査で抽出した疑問点、不明な点を明らかにする

ための詳細な調査（書面では確認できない変更理由の妥当性、単価、数量、工種の根拠、追加・変更した工法／材料の選択理由、変更手続のプロセス、検査手続の実施状況等について、関係者（職員、業者）から事情聴取）を行う。

- ・業者選定の公正性、総合評価落札方式の評価の妥当性について書面上の調査を行ったところ、現時点で業者の選定、総合評価の評価について、不適切なものは見受けられないが、書面上確認できない項目が存在した。
- ・業者選定手続き及び総合評価落札方式については、現時点で特に問題は見られない。一部の定性的な項目についてその考え方を事情聴取により確認する。
- ・藤田係長が担当していた工事について、設計、積算、契約、工事監督等の業務上、何らかの関係があった関係者（職員、業者）から事情聴取を行う。

【主な意見】

- ・予定価格漏洩については未調査であり、問題の有無について、現時点では判断できない。
- ・積算の適正性、業者の選定及び総合評価落札方式の評価の妥当性については、現時点までの調査で、特段の問題があると見受けられる点はない。
- ・変更理由の妥当性については、書面上だけでは十分確認できないため、事情聴取による補完が必要。
- ・事情聴取の対象は、原則として職員、業者とし、特に必要が生じたとき、第三者の意見を聞くこととしてはどうか。
- ・当面の調査項目としては、妥当なものとする。今後必要に応じて追加していけばよい。

（３）当面の再発防止策について議論。次のような意見があり、引き続き検討していくこととされた。

【主な意見】

- ・変更契約額が３割を超える場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・昨年１０月に改正、強化した「発注者綱紀保持規程」の更なる周知徹底すべき。
- ・事務所レベルでのコンプライアンスの強化対策を検討すべき。
- ・整備局に通報制度（内部・外部）の創設を検討すべき。
- ・職員が業者と単独で接触する場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・談合防止に向けた対策の強化を検討すべき。 など

（４）その他

- ・資料２－２の別紙２及び資料２－３の別紙１から６については、警察の捜査への支障を確認する必要があるため、資料の公開について警察へ確認を行った後、公表すべき。
- ・外部委員から不祥事等に関する警報装置の業務システムへの組み込みについて説明があった。

次回日程

- ・２月下旬を目途に調整。

《 説明責任すら果たそうとしてこなかった 》

2008年2月18日
自然愛・環境問題研究所
代表 浅野 隆彦

「果たす」というのは、完遂することである。

理解が出来ない、納得できないと多くの質問が集中した。当初、誰しものが呆れる「素っ気無さ」の分かりにくい説明と回答が主流であった。傍聴者たちには白黒の資料が配られ、カラーで色分けされているので判別つけ難い代物に皆が難儀したものだ。写真などは特に見え難い。委員会、ギャラリーから不満が続出し、再質問・再々質問が続いた。「これではキリがない」と近畿地整は大動員を掛け、対応に追われる事になった。その真意が、「平成20年度中に淀川水系河川整備計画の策定を成立させる」所にあった事は間違い無いと、私は見ている。しかし、未だに「多くの疑問」が「宙ぶらりん」状態である。

「答えられなかった事」=私への分。

- 1) 基本高水を選定する手順における「確率・統計学」上の原理に反している問題。
- 2) 治水の基本的な考え方における「上下流バランス」の定義及び基準。
- 3) 川上ダム建設予定地の活断層トレンチ公開調査の実施。(これは口先だけで は説明にならない。)
- 4) 以上の外に何点かの重要質問は「個別に対応させて貰います。」として、引き伸ばしに掛けている。

「原案」の説明に対する疑問の最大のものとして、[相関関係]なるものを設定して想定・断定する手法がある。これが曲者である。

川上ダム関連では「岩倉観測所地点の H-Q 曲線(島ヶ原および旧長田川との相関)」、そして「大内観測所の流況(島ヶ原との相関)」など、都合よく、調子よく、俄かに信じがたい臭いがする。こう言った胡散臭いものが横行しているのは、「ダムの水質予測」もそうである。川上ダムの将来水質を予測するため、既設の比奈知ダムを「類似ダム」と見立てて「鉛直2次元モデル」を採用した観測が行われているが、この両者には大きな違いがある。流域の地質の違いから来ているのだが、比奈知ダムの方は「室生火山帯」のため酸性度のやや高い水質なので、オオサンショウウオが生息していないと言う事である。勿論、プランクトンも少ない訳だ。どうしてこうなるのか？川上ダムの将来水質予測で、数値を低く見せる為ではないか！という人もいる。

まずは「本当に類似したダムに変えて」、相関関係を探らねばならない。それと、最近「鉛直3次元モデル」を使っただけの研究・検討が進んでいる。コンピューターもどんどん大容量・大速度に為って来ているのだから、誤差を多く生むモデルを使うのではなく、確りした検討をやって貰いたいものである。こういった技術を開発した(独)土木研究所の研究者たちも言っている。『まだまだ、

様々の課題があり、精度を高めていく為に信頼できる「検証用データセットの整備」が望まれる。』すなわち、多くのデータとの比較・検証が出来ない現時点では、科学的判定が困難であるという事なのである。

「住民説明会」という名称は何処の会場で使っていたのか知らないが、「木津川上流意見交換会」(伊賀会場)は、昨年10月21日と11月17日の2回だけ開かれ、『こんな中途半端なことでは説明責任が果たされていないから、次の会を開くべきだ。』との声を封じるように、『後は河川事務所のほうへ、メール・FAX・手紙などをお願いします。』で終わってしまった。本当に「形だけの公聴会」を御付合いさせられたのである。第1回時には「川上ダム対策協議会」「川上ダム対策委員会」「青山羽根ダム対策委員会」「水没予定地区移転者の方々」が動員され大挙参加されており、「ダム早期完成」を一様に主張されるという異様な状況で、原案の説明が分かっておられる方がどれ程おられたか？それは大いなる疑問であった。広範に多様な流域住民を集められないまま、形だけの説明会として2回で終わってしまった事で、流域関係住民への「説明責任を放棄している」近畿地整に対し、やり直しを要求するものである。

2008年2月17日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

淀川水系流域委員会の審議に関する意見

1、河川法は河川整備計画の策定に関して、原案について学識経験者の意見、公聴会開催等による住民意見を反映した上で河川整備計画案の決定を求めています。

淀川水系河川整備計画の策定の経過をみると、淀川水系流域委員会は、河川管理者が原案を提示した後、委員会を設置して意見を聞く、あるいは住民の意見反映を図る方式とまったく異なり、原案提示前に流域委員会を設置し、委員会と河川管理者で河川整備のあり方について議論を積み上げる「淀川モデル」ともいうべき方式がとられてきたところに特徴があり、4に述べるように多くの特徴をもっており大きく評価できます。

2、第3期委員会について

①第3期委員会は、河川管理者が原案提示を間近にしながら07年2月に突然、第2期委員会を一方向的に休止し、半年後の8月に発足しました。第3期委員の選任について、河川管理者がこれまでの第1期、2期委員会委員の選定ルールを覆して自ら委員を選任し、しかも公募委員をたった1人としたことは淀川水系流域委員会の委員選定にふさわしくないやり方です。これは河川管理者の責任です。

②多数の委員を新委員としたことによって、新たな新鮮な意見の反映の可能性がある一方、個々の委員の能力とは別に、これまでの委員会審議の蓄積が継承されにくく、1期2期委員会のレベルに到達するのに時間を要し、なお到達できているとも言い難い状況で委員会の審議能力を低下させています。委員会の審議能力を向上させる努力が必要です。

③第3期において、河川管理者が提示した「淀川水系河川整備計画原案」は、1期、2期のこれまでの議論の積み上げを無視したもので、内容も矛盾を包含するものとなっています。そして原案発表後、わずか半年間の短期間で流域委員会の意見を求めていることは乱暴です。形式的に審議し、委員会の意見さえもらえればよいといわんばかりの河川管理者の態度は、委員会と河川管理者が自らつくり上げてきた淀川水系流域委員会方式を河川管理者が自ら軽視するも

のであり、その責任が問われる問題といわざるをえません。

3、第3期委員会の審議について

①河川整備計画原案について「質問」を募集し、委員会を通じて河川管理者から回答を返す方式を採用したことは、原案を審議する上で、「質問と回答」という形で問題意識の共有化を進める点で大いに評価できます。

②河川整備計画原案についての審議はまだ不十分です。原案に関する河川管理者の説明・資料に関しても解明すべき問題が多数残っている現状です。多くの流域住民がなるほどと納得できる審議を要請します。

○宇治川に関して審議を要請する柱

ア、天ヶ瀬ダム再開発の必要性、緊急性について

・天ヶ瀬ダム $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の必要性、緊急性について

宇治川の河川環境・・・特に塔の島地区の歴史的景観を破壊してまで無理に $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流を行う必要と緊急性はどこにあるのか。
 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の危険性…全国でも例がない放流であって下流の宇治川堤防をはじめに安全性についてどのように考えるのか。

- ・放流能力増強方式・・・日本最大の大トンネル放流設備のトンネル掘削の安全性について、巨大トンネルの低周波空気振動問題について。
- ・昭和28年台風13号洪水の対応⇒天ヶ瀬ダム2次調節のための $1140 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の必要性と緊急性について。

イ、塔の島地区 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修の必要性、緊急性について

- ・仮に山科川合流点上流で $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力が必要である場合でも塔の島地区で $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修は必要ない。
- ・第72回委員会参考資料「委員と一般からの質問」の「954 原案審議に関する質問と意見」の質問5でもって塔の島地区は $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修の必要性はなく、 $1200 \text{ m}^3/\text{s}$ レベルの改修すれば、昭和28年台風13号洪水、2次調節放流、昭和36年6月洪水琵琶湖後期放流に対応が可能であり、しかも河川環境の整備と保全をおこなうことが可能になることを提起しています。(関連質問 質問3、4、6)

ウ、宇治川とくに塔の島地区の河川環境の修復のあり方

○堤防など河川管理施設の耐震調査と耐震対策について

③現状と課題を把握・理解し、解決策を検討するために一層の努力が必要です。現地調査と住民からの意見の聴取、意見交換で得たものを審議に生かしてください。

④意見書など、質問と意見が多数提出されています。流域住民が一生懸命考えて提出しています。審議に生かしてください。流域住民が何を問題とし、何を審議してほしいと言っているのか。河川整備計画について何を提起・提案しているのか、しっかりと把握して、審議してください。河川整備計画への住民意見の反映は河川管理者の責務であるだけでなく流域委員会の課題でもありと考えます。審議抜きの聞き捨てがもしあれば流域住民にとってもっとも苦痛を感じるところです。

⑤河川整備計画原案の審議に必要な調査・資料の提出について、必要なものは必ず河川管理者から提出させる、あるいは自ら資料収集するという点で気迫が足りないと感じます。自らの疑問を積極的に解決しようとするべきではないでしょうか。

⑥委員の中には、原案をまともに通読していない人もおられます。委員は審議する権利と責務を有するのであり、委員として最低の努力を怠っているといわざるを得ません。原案は当然、これまでの委員会の「提言」「意見書」等は少なくとも読んで審議にのぞむべきでしょう。

もし多数の中の一人、原案に賛成さえすればよいという考えがあれば、淀川水系流域委員会委員としてはもっともふさわしくないことであると考えます。

4、第1期、2期委員会について

①2000年7月に淀川水系流域委員会の準備会議が設立され、流域委員会のあり方（組織構成、委員、情報公開、住民意見の聴取方法など）について審議の後、答申がなされました。これは委員会の性格を位置づける重要なものであったと大きく評価できます。

②この答申にもとづいて、準備会議は、委員選定にあたって、準備会委員や河川管理者の推薦に加え、一般からの公募を行いました。また、治水、利水、環境、人文、その他の幅広い分野や、地域の特性に詳しい人も委員候補として推薦し、委員に選定されました。

委員が河川管理者の都合のよい人ばかりで構成されるのではなく、幅広い分野で、一般公募も含めて、委員選定委員会の推薦にもとづいて、選定されていること、特に一般公募が行われていることは大いに評価できます。

③流域委員会からの提言・意見を受けて河川管理者が計画案を策定する方式をとってきました。現状と課題の審議・・・「中間とりまとめ（委員会）」・・・新しい川づくりの方向性に議論・・・「整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（河川管理者）」・・・審議・・・「提言（委員会）」・・・審議・・・「河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）（河川管理者）」・・・審議・・・「河川整備計画基礎原案（河川管理者）」・・・審議・・・「基礎原案に対する意見書

(委員会)」・・・「河川整備計画基礎案(河川管理者)」淀川水系5ダムについての方針(河川管理者)」「淀川水系5ダムについて(調査検討のとりまとめ)(河川管理者)」・・・審議・・・「淀川水系5ダムについての方針に対する見解(委員会)」・・・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(委員会)」とまさに議論の積み上げがなされてきました。

④委員会では住民等から意見聴取、現地視察・調査、住民等の意見および現場から学ぶ努力が行われました。委員会開催の「住民の意見を聴く会」の開催、現地調査の後の「住民との意見交換会」・・・(宇治では第2期・今本委員長の時)などは評価できます。

⑤委員会の会議などを公開し、傍聴者発言を認めていたことおよび傍聴者発言も議事録にきちんと掲載していることは大いに評価できます。

⑥委員会がホームページやニュースを通じて、委員会の会議および会議資料・議事録などをすべて一般に公開してきたこと。意見募集やシンポジウム、説明会など一般に対して積極的に情報発信を行ってきたことは、情報の公開と透明性の確保の努力として大いに評価できます。

⑦流域委員会が自ら審議の進め方、内容を決定してきたこと。そして運営に関する事務は第三者である民間企業に委託してきたこと。これらのことは、河川管理者の諮問機関であっても、その独立性を確保するために極めて重要なことであり、大いに評価したい。

⑧委員会委員が、「中間とりまとめ」、「提言」、「意見書」などを自らの手で執筆しています。多くの諮問機関・審議機関が、事務局(この場合諮問者が事務局を担当している場合がほとんどであるが)が書いたものを若干の手直しでもって答申とすることが多い中で、自ら執筆する努力は大いに評価できます。

⑨委員会の審議に対して不満がなかったわけではありません。河川管理者の調査・提案の遅れを原因として、第2期委員会において、天ヶ瀬ダム再開発や宇治川改修について審議がほとんど行われなかったことについて、次期委員会では必ずしっかりした審議が行われるよう意見書を提出しています。住民意見を踏まえての審議と住民意見の河川整備計画への反映についての一層の努力を求めています。

河川法の精神を具現化しようとする淀川モデル・淀川水系流域委員会方式とよばれる第1期2期委員会の良き伝統を第3期委員会がさらに充実・発展させ、立派に結実させるよう望みます。

以上

2008年2月17日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

河川管理者の原案説明会・意見交換会はまったく不十分である

1、河川法は河川整備計画の策定に関して、原案に対する学識経験者の意見、公聴会開催等による住民意見を反映して河川整備計画案を決定することを求めています。

河川管理者は淀川水系河川整備計画の策定に向けて河川整備計画原案を流域委員会において審議する一方で地域住民の意見聴取・反映ということで説明会や意見交換会を開催してきました。

しかし地域住民への説明会や意見交換会は、河川管理者が河川法の規定に基づいて河川整備計画に住民意見を反映させる上で流域住民の意見を聞きましたというには余りにも不十分であると考えます。

2、宇治市における07年19月25日の「淀川を考える会」は「淀川水系河川整備計画原案」についてまともに説明されたとは言い難い状況です。

もともとの設定が「淀川を考える」であって原案説明会ではなかったのでしょう。河川管理者は「資料1 原案」を配布したものの「資料2 淀川を考える『淀川の未来を考えよう』」と説明では、原案の河川の「整備目標」すなわち「淀川本川及びその上流の各支川については、戦後最大の洪水であり、流域全体に大きな被害をもたらした昭和28年台風13号洪水を対象とする。」という基本すら説明から欠落しており、一方で宇治において開催しているにもかかわらず、宇治川に関するものは48スライドの中で洪水（宇治川）3、ダム3、宇治川における主な具体の整備内容2（塔の島地区1）であり、宇治川の河川整備計画原案についてきっちり説明されたとは言い難い状況でした。

そしてその後参加者がグループに分かれてワーキングしているようなやり方で意見交換を行っただけで、質問・疑問に対して河川管理者が答弁するやり方・状況ではありませんでした。

この会に提出された資料と意見については不十分さはあっても河川管理者のホームページ「淀川水系河川整備計画の策定に向けての取り組み」の「河川管理者による意見をお聞きする取り組み開催結果」に掲載されています。

3、宇治市において07年11月4日開催された「塔の島地区河川整備に関する

る意見交換会」では「資料7 原案」「資料4 塔の島地区河川整備について」、「資料5 天ヶ瀬ダム再開発事業について」などが配布されました。

説明では、10月25日同様に原案の河川の「整備目標」すなわち「淀川本川及びその上流の各支川については、戦後最大の洪水であり、流域全体に大きな被害をもたらした昭和28年台風13号洪水を対象とする。」という基本すら説明から欠落しており、一方で塔の島地区と天ヶ瀬ダム再開発は説明はあるが下流の堤防補強や隠元地区の計画は全く触れていない状況で、原案の宇治川に関する正確な説明とは言い難いものでした。

また宇治川河川計画について、淀川河川整備基本方針において宇治地点で計画規模を1/150で設定、計画規模洪水1/150で宇治地点の計画高水流量は1500 m³/sであり、この宇治地点の計画高水流量1500 m³/sに対応して天ヶ瀬ダムから山科川合流点までの一連の区間の河道計画策定、整備すると説明しています。その後、河川管理者が説明しているような天ヶ瀬ダム2次調節に対応する宇治川1500 m³/s改修という説明とは異なるものです。

また「宇治橋上流域からの流出量の検証」と称して「合理式による宇治橋上流域からの流出量計算結果」で宇治橋上流の流出面積16.8 km²の流出量を1/100年で248 m³/s、1/150年で268 m³/sとし、宇治橋上流の洪水流量を1448 m³/s (1/100年)、1468 m³/s (1/150年)と示しています。

その次の「宇治地点の1500 m³/sについて」では「貯留関数法により、山科川合流点より上流側区間の計画高水流量は1500 m³/sに設定されている。本区間は天ヶ瀬ダム直下に関するため、仮にダム放流中に天ヶ瀬ダム下流域に局所的な降雨が生じた場合を想定する。合理式によりチェックした結果、宇治橋上流域（天ヶ瀬ダム下流川流域）における流出量は、計画規模1/150年において268 m³/sである。合理式から得られた流出量、天ヶ瀬ダム放流量1140 m³/s、宇治発電所からの流入約60 m³/sをあわせて約1500 m³/sになります。」と説明しています。

しかしこの説明は、同じ合理式で山科川合流点上流の流域27 km²の流出量を計算すれば431 m³/s (1・150年)で、山科川合流点の洪水流量は1631 m³/sとなり、計画高水流量を越え、たちまち破綻する説明でした。

説明に対する質疑応答では、質問に対して河川管理者が質問をねじまげ、意図的にすれ違いの回答を行い、進行役が一人1回しか質問を認めないような進行を行い、地域住民の原案に対する疑問点を解明し、河川整備に関する認識を共有する方向へ行くのとは逆行したものとなっています。

そして、この意見交換会に提出された資料と意見交換会の報告は、開催から日時が経過しているにも関わらず河川管理者のホームページ「淀川水系河川整

備計画の策定に向けての取り組み」の「河川管理者による意見をお聞きする取り組み開催結果」に掲載されていません。河川管理者は自分たちにとって都合の悪いものは公開したくないのかもしれませんが、情報公開の原則からして重大な問題として指摘しなければなりません。

3、河川管理者が地域住民への原案の説明会や意見交換会を開催しましたという場合、いったいどのような資料が配布され説明が行われたのか、説明会や意見交換会で地域住民からどのような意見が出されたのか、また出された意見がどのように取り扱われているのかということを検証する必要があります。地域住民の意見の河川整備計画への反映が必要なものであって、形式的に住民の意見を聞きましたということでは河川法の趣旨に沿っているとは言えません

4、河川管理者のホームページ「河川管理者による意見をお聞きする取り組み【開催結果】」をみると、大きな疑問に突き当たります。

①地域住民への説明会・意見交換会の資料と報告が掲載されているのに、なぜか10月5日の大戸川 住民説明会（黄瀬大戸川ダム対策協議会）、10月30日の大戸川ダム 住民意見交換会（大津氏上田上市民センター）、11月4日の淀川 塔の島地区河川整備に関する説明及び意見交換会（宇治公民館）、11月8日の淀川 住民説明会（淀生津地区公会堂）、11月14日の大戸川 住民意見交換会（大津市 コラボしが21）は、配布された資料と報告ともに未掲載です。

②自治体への説明では資料と報告ともに未記載です。そして資料に詳細と記してある場合も配布リストのみであって実際に配布された資料内容は掲載されていません。

③商工会議所や建設業協会などへの説明会は資料も報告も掲載されていません。

④琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会は資料と報告が掲載されています。

大戸川ダムと宇治川塔の島地区の意見交換会が資料・報告ともに掲載されていない理由はなぜなのか、自治体への説明の資料と報告、商工会議所や建設業界などへの説明会の資料と報告が掲載されていないのはなぜなのでしょう。情報公開の原則から明らかにすべきでしょう。

配布された資料や説明とともに、そこで出された意見を知りあうことこそ河川整備について認識を共有する第一歩と考えるべきことです。

以上

現時点でも高山ダムの洪水調節容量と不特定容量の堆砂量は1,175千m³あり、今後、更なるダムの機能の低下が危惧されます。

そのため、維持管理費用（ライフサイクルコスト）の縮減を考えた堆砂対策として、川上ダムに代替容量を確保し、計画的に堆砂除去を行っていくことにより、より長く、より確実にダムの機能を保持できると考えています。

〔質問3〕（残土処分）

堆砂掘削に伴う残土処分は、高山ダムだけでも相当な量となると思われませんが、この処分方法を具体的にお示し願います。

回答

堆砂掘削に伴う土砂については、下流への土砂還元や盛土材等の資源としての有効利用を考えています。

（以上）

《 《 伊賀用水問題を考える 》 = 河川管理者回答への反論 》
 [改訂版 2008年2月17日 原版 2008年2月8日]
 「伊賀利水検討グループ」
 事務局 浅野隆彦

[はじめに]

「伊賀利水検討グループ」は専門学者や住民研究者が昨年8月後半より集まり、以後5ヶ月の間、現地視察・現地調査・関係者聞き取り・公文書などの情報収集等の精力的な活動を経て、今年1月25日に意見論文《 伊賀用水問題を考える 》を発表した。

この成果に対する反響は大きく、関係者などからも賛同の声が事務局に寄せられている。伊賀市水道部職員の一人は、『今後、委員会でどう評価され、どんな意見が纏まるのか、大変楽しみにしています。』と語ってくれた。

近畿地整はすぐさまアクションを起こし、1月29日の「審議参考資料1-1」に反論回答を記載した。筆者はこんなに素早い回答が「慌てて作られてしまった」と言う印象であった。余りストレスを感じない、「楽な！」反論が出来そうな内容でしかなかったからである。

とりあえず、ここに近畿地整の反論回答を示す。

[河川管理者の回答]

受付番号1507の「巻末資料4」には事実の誤認や河川管理者と見解が異なっている事柄があります。その主なものは以下のとおりです。

- ・大内地点の流量を昭和31年から昭和45年まで島ヶ原観測所の流量から流域面積比等を用いて算出していること、及び5日平均流量である半旬流量データを用いていることについて「殆んど意味をなさない」とされていますが、当該地点の実測流量データがない場合に近傍の地点のデータから流域面積比等により算定することは一般的な方法であり、実測データによる検証結果でも妥当なものと判断しています。また、半旬流量データを用いて計算するのは利水の計算においては通常用いられている手法です。
- ・森井堰や猪田統合頭首工の農業用水取水量が大内地点下流で還元するとして代掻き期の水利権量の受益面積分を大内地点の渇水流量に加算することにより大内地点で自流の新規取水が可能とされていますが、これらの農業用水は水利権に基づいて取水されており、また、渇水流量時に代掻き期の水利権量に相当する水量が還元することにはなりません。したがって、このような還元を見込んで自流で安定的に取水できるということにはならず、「大欠陥データをもってなされている」や「河川現況流量を低く見せる為のデータ作り」とされるのは当たりません。
- ・渇水時には大内地点の河川維持流量が少なくなっても良いとされていますが、河川維持流量は10年に1回程度の渇水年においても確保すべき流量です。
- ・木津川の自流での不足分を青蓮寺用水から0.14m³/sまたは0.05m³/s導水すれば良いので河川管理者の説明は「マヤカシの意見」とされていますが、第69回委員会(H19.12.27)審議資料1-2-2及び第70回委員会(H20.1.9)審議資料1-3でご説明しているとおり、青蓮寺用水は1/10渇水年において水利権量に余裕はありませんし、上記のとおり伊賀水道用水は0.358m³/s新規の確保を行う必要があるため、0.05m³/sまたは0.14m³/sの導水では対応できません。なお、導水管路の0.14m³/sの余裕は青蓮寺用水の取水地点における余裕であるため、管路全体で0.14m³/sを新たに送水出来る訳ではありません。

以上のように、その主な反論点は4つあるらしいので、次ページから、その4点に分け上から順

に論破していきたいと思う。

〔 大内水位・流量観測所データの怪しさ 〕

筆者が昨年9月、木津川上流河川事務所に申し入れ、木津川上流域5観測所の観測データを情報提供して貰ったのであるが、この提供においても一悶着があったのである。当初、数値が確定している全てのデータを提供するよう求めたのであるが、次のような説明文と共にデータが送られて来た。

○各観測地点流量データについて

岩倉水位・流量観測所	昭和49年 ～ 平成15年
佐那具水位・流量観測所	昭和52年 ～ 平成15年
荒木水位・流量観測所	昭和50年 ～ 平成15年
大内水位・流量観測所	昭和52年 ～ 平成15年
依那古水位・流量観測所	昭和51年 ～ 平成15年

※各観測所データの内、一番古い物から提出しております。

(観測所によって年度に違いが出ています。)

※数値の確定した最新の流量までを提出しております。

しかし、変である。全てにおいて平成17年度までは確定している筈なのである。また、岩倉は昭和44年頃に建設され、遅くとも46年には観測に入っている。大内については、今回の河川整備計画原案の説明文書中で、昭和31年度からの棒線グラフが出ているではないか！？改めて追加要求すると、岩倉(S47～H17)・佐那具(S44～H17)・荒木(S44～H17)・大内(S31～H17)・依那古(S44～H17)と出揃ったかに見えた。だが、よくよく見ると大内がおかしい。昭和31年から50年までが島ヶ原の水位、後に流量観測になるが、その実績に流域面積比を掛けて大内流況を推定するという「離れ業」をやっていたのである。これを指摘し批判すると、まもなく『昭和46年から50年については、大内地点実績データが見つかりました。』と差し替えを求めて来たのであった。しかし、それは意図的なのかどうかは断定出来ないものの、事実上、大内地点実績データではなく「離れ業データ」なのであった。

上に示した説明文の虚しさをつくづく感じさせる経過であって、筆者の机上に2種類のデータがあり、その同一性が歴然としているのだが、未だに気が付いていない様なのである。

何故、「離れ業データ」というものが『殆んど意味をなさない』というのか。それを説明しよう。

- 最大の理由は離れているからである。冗談のようであるけれど、離れた位置のものの相関関係は厳密に調べれば調べるほど、膨大な変数要素が存在することに気が付くだろう。源流からの流域面積、大内は177km²で島ヶ原は525km²と見て良いだろう。1:3の面積比率となる。島ヶ原は大内と共通する要素は177km²分だけであり、348km²というそれ以外の2倍の流域に大内とは異なる流出要素をもっている。大内から岩倉間の流出要素の大きい特徴は、上野盆地(古琵琶湖断層湖盆)の中長期的保水があるものの岩倉から島ヶ原間では急峻山地の短期的保水の要素が大きく、大内から上流の概して中長期的保水に比して、河川流量が面積比に単純化できない要素がある訳で、様々の変数要素を調査・研究し明らかにしていかなば、軽々に扱えないものである。

- 2) 変量要素の内の特殊なものを挙げて見よう。河底からの湧水、旧河道への逃げ水、水利による下流後背地への排水、流域外からの流入、流域外への流出など数多くある筈である。大内観測所などは水利による下流後背地への排水によって、役立たずであり「大欠陥データを生む」水位・流量観測所であると言えないのである。
- 3) 下流観測所との流域面積比で上流地点の流況を推定することに問題がないとするのであれば、木津川上流に多くの水位・流量観測所を設けるのは何の為か？
- 4) 2つめの反論がちゃんと整理されていないので、もう一度、意見論文《伊賀用水問題を考える》をよく読んで、本来の流況が示されていない「大内観測実績流況データ」の欠陥原因を良く把握する必要があるだろう。「渇水流出量の検討と水収支検討」を行った三重県の調査・報告書に出ているように、基底流量を最低の0.009m³/s/km²を適用した渇水時の、代掻き期における「守田機械用水」取水後の河川残流量は0.385m³/sとなっている。この三重県の調査は古いので、青蓮寺用水に関わる還元排水が反映されていない極みがあるので、今年は「伊賀市上水守田水源」地点の詳細な流況調査をやらねばならないだろう。(流域外からの流入)
- 5) 河川維持流量が大内地点で0.74m³/sとされているが、この地点で何故0.74m³/sなのか？この明確な根拠を示さなくてはならない。何故0.3m³/sでいけないのかを詳細に説明しなければならない。
- 6) 大内地点の直後に大内排水樋門があり、大内集落などの還元排水、青蓮寺用水の還元排水などが流れ込んでいる。直に岩根川が合流する。樋門まで2m、岩根川まで200mほどであり、河川維持流量たるものが大渇水年の内、たった一日、僅かの量足りないと言って生息動物にどう影響するものか、根拠ある説明がなされねばならない。
- 7) 水道事業は再々断水する事がないよう計画しなければならない。しかし、水は自然の恵みであり大渇水の時が有るかも知れない。特に表流水だけに頼っていると、そういう時に大変困る事態になる。伊賀市水道部もその事を意識し始めている。既設の水源の小容量のものは廃止するも、それなりに使用に支障がないものは従来どおりに稼働させたり、いざという時の為の予備水源とする計画である。大渇水時に自流水取水で減量やむなしの時に備え、予備水源などとの連携により大断水にならないよう対処して行く事になるので、「自流水取水条件の厳格過ぎない対応」を河川管理者に求めたいものである。
- 8) まず、木津川自流水取水がどれだけ可能なのか、この点を念入りに検討せねばなるまい。しかし、相当の量が可能であることは我々には分かって来た。殆んど、全量0.358m³/sが可能というのが、筆者の意見である。下記に岩倉水位・流量観測所の流況年表を示し、感じて頂く事にする。

木津川上流の流況(岩倉水位・流量観測所)

西暦年	豊水流量 (95日流量) [m ³ /S]	平水流量 (185日流量) [m ³ /S]	低水流量 (275日流量) [m ³ /S]	渇水流量 (355日流量) [m ³ /S]	年平均流量 [m ³ /S]
1972	10.0	7.7	6.5	4.6	9.6
1973	10.40	7.64	4.91	3.98	9.83
1974	14.96	8.69	5.85	2.05	16.20
1975	3.53	2.68	1.76	0.70	3.76
1976	19.18	10.94	7.70	5.64	22.75
1977	13.77	6.88	4.42	1.66	14.20
1978	6.02	4.36	2.85	0.55	5.98
1979	11.20	7.22	4.86	1.30	12.75
1980	19.73	12.05	8.64	5.46	19.79
1981	15.24	9.78	6.56	4.50	15.11
1982	15.16	7.68	4.34	1.11	18.36

1983	13.33	8.07	4.82	1.64	14.60
1984	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測
1985	12.28	7.22	4.51	1.68	14.09
1986	12.16	5.99	3.52	2.64	14.46
1987	8.82	4.96	3.63	0.38	(8.98)
1988	14.74	8.14	5.04	2.70	18.24
1989	21.75	10.72	6.59	3.16	21.62
1990	17.55	10.65	5.13	1.33	20.61
1991	21.27	14.16	8.51	5.11	21.20
1992	15.52	9.12	6.79	4.57	16.60
1993	18.42	10.12	6.91	2.73	22.69
1994	7.50	5.38	3.70	1.00	(10.61)
1995	11.48	5.78	3.62	2.71	15.12
1996	8.27	5.83	3.08	0.96	7.74
1997	12.47	6.76	4.42	3.33	16.10
1998	26.60	15.12	9.63	6.33	23.96
1999	13.28	8.71	5.79	4.39	15.59
2000	11.08	6.56	4.96	3.91	11.28
2001	13.26	8.50	5.88	3.19	14.55
2002	9.61	6.56	5.03	3.29	9.62
2003	17.99	12.22	9.55	6.48	18.55
2004	18.01	10.62	6.51	3.63	19.09
2005	9.93	6.84	3.81	0.77	9.09
2006					

1987年を除き、20年間において大濁水流量はなく、0.358m³/sの取水可だ。

新規需要と言えども、今日明日の話でなく段階的に増やして行く計画である。総合的に今後の見直しを続け、取水方法についてのより良い方向を検討し、伊賀市民の福祉利益を第一に考えた結果を出すべきであり、河川管理者は虚心坦懐で「奉仕・協力」を惜しまないようにして貰いたい。

9) 青蓮寺用水の導水について、近畿地整は無理無理の説明をしてきた。第70回委員会に示された「審議資料1-3」の「川上ダム利水の代替案に対する見解」であるが、次のように記述している。

青蓮寺用水の最大取水量は、当初の1.86m³/sが、かんがい面積や作付け時期の変更により、平成15年に1.72m³/sに変更されていますが、これによる管路の余裕は0.14m³/s（幹線水路の送水能力は末端に行くほど小さくなっているため末端の余裕はさらに小さくなります）しかありません。また、構造から流下能力を評価しても余裕は0.05m³/s（矢田川に隣接する下流調整池の直上流地点）しかありません。したがって、伊賀水道用水必要水量0.358m³/sの導水は行えません。

大変なマヤカシ説明である。まず、最後の結論「伊賀水道用水必要水量0.358m³/sの導水は行えません。」は無用の言辞であろう。誰もこの青蓮寺用水幹線水路を利用して0.358m³/sを導水するとは言っていないのだ。そもそも「伊賀用水新規水需要全量0.358m³/s」が木津川自流水から直接取水出来る可能性が高いのである。精査の上、大濁水時の保障的な対策として幾らかでも他の水源を加えておいてはどうか？という話なのだ。もし、それが0.14m³/sと言う数値になるのであれば、この青蓮寺用水幹線水路を利用し、大阪市上水水利権の一部0.14m³/sを転用して貰っても良いのでは、と言うことである。つまり、「自流水取水」出来る分は木津川、服部川、柘植川から直接取水し、余分かも知れないが「他の水利権」も若干確保したいとの需要者の考えがある場合に限り、筆者が「余分策」として進言しているのである。

青蓮寺用水幹線水路は下流調整池まで、途中若干「管径」を変えながら幾つかの分水工で水を分けながら流下してくる。下流調整池上流では1,000m/mPC管となっている。この調整池直上

に鍛冶屋、東谷、出屋敷のため池補給用分土工があり、その上流部に新しく分土工を設け、矢田川へ0.14m³/sを流す事に技術的、構造的難関などは一切ない。
下流調整池から下流へは、代掻き期において約0.8m³/sの必要水量がある。これに0.14m³/sを加えた水量を流下する時の管内流速を検討して見る。合計流量=0.94m³/s

直径1mの円形断面水路を配管勾配を持って流れるので、本来その勾配を確認しなければ詳細な検討が出来ないものの、おおよそ当初の基本設計は特殊なものではないと思われるので、水路床勾配を平均1/400と想定しておこう。粗度係数は0.015と見る。

(解) 断面上部に気流積部が必要なので、水深を0.85mとすると、中心角は270°となる。

$$270^\circ = (\pi \div 180^\circ) \times 270^\circ = 4.71 [\text{rad}(\text{ラジアン})]$$

計算式については、表示を省略する。

$$\text{流積} A = 0.71 \text{m}^2 \quad \text{径深} R = 0.303 \text{m} \quad \text{流速} v = 1.50 \text{m/s} \quad \text{流量} Q = 1.065 \text{m}^3/\text{s}$$

以上のように、1,000m/mPC管で1.065m³/s流れ、流速は1.5m/sに留まる。このように問題なく導水できるのである。

警告

オオサンショウウオ、カエルツボカビ症
の検査を行わず、感染する危険性の
高い、保護池飼育をたちちに止めろ!

小山公久

1998年 カエルツボカビ症が発見されて、大量死
が発生し、両生類絶滅の恐れがあるにも、
かかわらず、これまで、検査も行なってきた。
その責任は重大であり、

川上ダム オオサンショウウオ調査・保全検討委員会 及び
川上ダム 自然環境保全委員会 を告発し、責任を
問う。

昨年12月に両委員会と管理者に検査の必要性を
質問して、
うたえたが、それも無視して、今日まで検査も
行ってないし、対策の協議を開こうともしなかった。

「2007年6月以前も以後も前深瀬川流域で
ツボカビ症と思われる両生類は確認されて
おりません。」と答えているが、

見たが4では、わかりにくく、検査せずして、誰
か平成8年捕獲以後、判定確認したと言うのだ。
うそを言うのは止めて下さい。

「専門家から検査の必要はないとの意見をいただきました」という、専門家の名前を明らかにして下さい。

2月12日 豊岡河川国道事務所は、兵庫県出石川工事のため、一時的に保護して飼育している6匹のうち5匹が、カエルツボカビ症に感染していた事を発表した。

これは、重大な事で、隔離している保護池内での感染のうたがひがある。

カエルを含めて、ツボカビ症の検査を常に行い監視体制を、地元研究者とともに行う必要がある。私も協力をおしませない。一致団結して、保全してゆこうではありませんか。

回答をお願い致します。

何千年間も、種を保ち続けてき、森や河と共に生きのびて来た、河の王様、国の天然記念物、オオサニシヨウウオを虐待するのは、私たち中止して下さい。

ダム予定地から2kmの位置にある大村神社は、このオオサニシヨウウオをオオナマズと呼んで要石を祭っていた神社の可能性が大であり、隣りの名居神社とともに日本ではめずらしい有数の地震の神社である。

参考に、私の書いた新聞記事も次に載せます。



▶ 10

伊賀市阿保の大村神社前を流れる木津川を石打川とも言う。

なぜ、石打川と呼ばれたのだろうか。明治45年(1912年)、三重県名賀郡役所発行の「名賀郡郷土資料」、大正9年(1920年)発行の「名賀郡史」の大村神社の項に、「川干し石打して魚を取って神前に供える。ウナギ、ナマズ等の鱗のない魚は供えてはいけない、祭礼職員しか魚取を許さない極めて厳格なり」と記されている。

石を打ち、驚いて失神して浮かんできたアユなどを取る「石打漁」を行ってきた事によると考えられ、今も11月3日の祭礼には、祭礼講の皆さんがアユなど川魚を供えてい

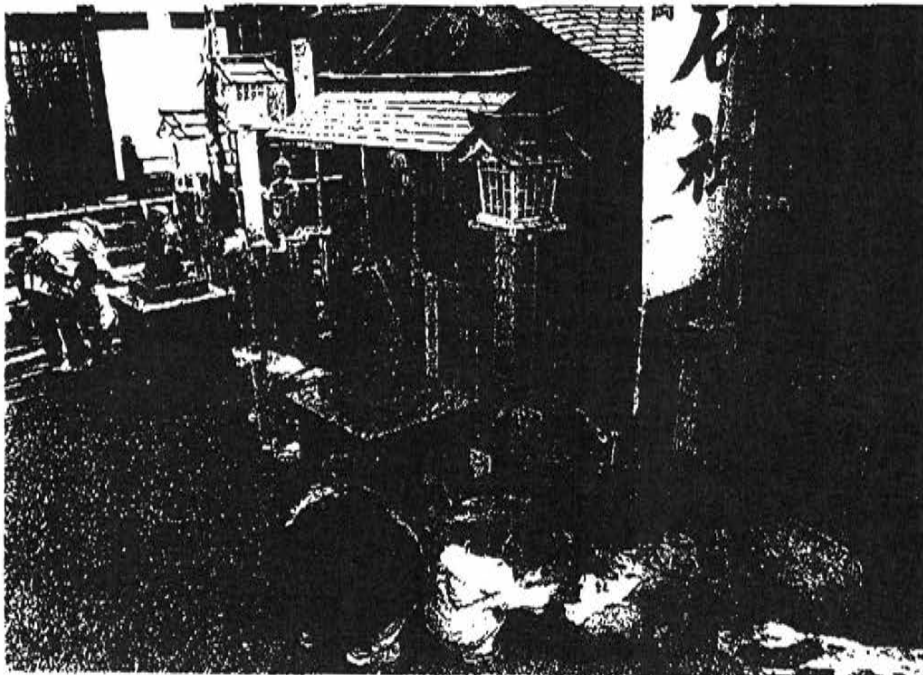
る。献饌魚を獲る川でもある。石打川と呼ばれた川は伊賀に数か所あったようだが、奈良側の旧月ヶ瀬村に石打、石打川の名を残している。大村神社は本居宣長の「菅笠日記」では、阿保の大森明神と記されており、大森の杜として崇敬されていた。南側地域は伊勢神宮領、六箇山として、山や川の産物の



る。献饌魚を獲る川でもある。石打川と呼ばれた川は伊賀に数か所あったようだが、奈良側の旧月ヶ瀬村に石打、石打川の名を残している。大村神社は本居宣長の「菅笠日記」では、阿保の大森明神と記されており、大森の杜として崇敬されていた。南側地域は伊勢神宮領、六箇山として、山や川の産物の

石打川 神に供える魚住む

地震除災の神様「要石」が祭られる大村神社(伊賀市阿保)



賀、年魚、栗などを納めるため、山の森や川を大切に守り続けてきた聖地だった。主祭神大村神、息速別命

とともに祭られている。武蔵植命たち春日の神様は、神護景雲元年(767年)に鹿島神宮から、奈良の春日

大社に遷幸される途中、この地に寄せられ、合祀したとされる。

その時に、地中で暴れて地震を起こす、大蛇を押さえる要石を祭り、関西の地震を治めるとされた。関東では鹿島、香取神宮の要石、関西では大村神社の要石として知られている。

地震の神、大蛇にアユなどを供えたものとも考えられる。

南部山間を流れる前深瀬川、川上川には700匹以上のオオサンショウウオが確認されている。私は世界最大の両生類であり、川の生き物の王様であるオオサンショウウオを古代の人は大蛇として畏れ、奉ってきたのではないかと考える。

地域の宝として大切に守り続けていきたいと思っている。(伊賀の國地名研究会・小山公久)

平成20年2月15日 交野市住民 森脇 榮一
淀川水系河川整備計画原案に対する意見－5

〔洪水の越流で破壊されない堤防（越流可能堤防）整備について〕

＊超過洪水対応の越流可能堤防は河川整備基本計画対応後に整備すべき＊

1. はじめに

第72回流域委員会において、宮本委員長は洪水の越流で破壊されない堤防（以下「越流可能堤防」という。）を先行して実施することを提案され、そうすれば戦後最大洪水に対して工事中の洪水調節用ダムが不要であるとも言われた。また、国土交通省の重点施策である越流可能堤防を実施できない理由を明らかにすることを近畿地整河川部長に強く求められた。

第一次流域委員会においても宮本氏（近畿地整の淀川工事事務所長。河川部長）は「したたか堤防構想」を説明された。私は「“したたか堤防”＝“越流可能堤防”は賛成であるが、・法制度・予算上等の問題があるので、河川整備基本方針に定める基本高水流量対応後に超過洪水対策としてを整備する方向でなければならない」と思っている。この思いは、「①河川管理施設等構造令との関連」、「②越流可能堤防の構造（安価で安全）と実施時期」等を懸念したからである。

また、第72回流域委員会で宮本委員長は、「戦後最大洪水流量で計画高水位を17cmしか上昇しないのに大戸川ダムは必要なのか。」と言われたが、越流可能堤防を先行する意見を、併せて考えると、淀川水系河川整備基本方針に沿って、河川整備計画を現段階・将来において、どう定めようとしておられるのか、次の点を読みきれない。

①今回の河川整備計画は今後30年を目標として、保津峡・岩倉峡は開削せず、越流可能堤防を先行実施して超過洪水についても壊滅的な洪水氾濫被害を防ぐ。

〔疑問〕この際の河道配分流量を定める洪水調節量に工事中のダムを見込むのか、見込まない（ダム中止）のか。

②将来（30年後）の河川整備計画は、淀川中下流の整備状況に応じて、保津峡・岩倉峡は開削せずする。越流可能堤防を先行実施して超過洪水についても壊滅的な洪水氾濫被害を防ぐ。

〔疑問〕この際の河道配分流量を定める洪水調節量に工事中のダムを見込むのか、見込まない（ダム中止）のか。また、河川整備基本方針に定める淀川（枚方）の洪水調節施設による調節流量5,500m³/sは、既設ダム・工事中ダムだけでは調節できないと思うが、新たなダムを計画に組み入れるのか。

委員及び傍聴者は、越流可能堤防を先行実施すれば、工事中のダムを含めて洪水調節ダムは必要ないとの意見・提案に傾いているが、私は反対であるので意見を述べる。

2. 「越流可能堤防」の河川管理施設等構造令に係る懸念

（1）河川管理施設等構造令第18条（構造の原則）について

宮本委員長の「越流可能堤防」構想を聴き、まず私の脳裏に浮かんだのは「河川管理施設等構造令」の第18条（構造の原則）である。

「河川管理施設等構造令」の第18条（構造の原則）

堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

「計画高水位以下の水位に対して安全な構造とする」ことは、「護岸については①護岸の高さは計画高水位*¹とする。」、②橋梁については、桁下高を計画堤防高（計画高水位＋堤防余裕高）と同じにする。」等が定められている。構造令に定める「計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とする」ことを記憶していただき、私の疑念を述べることにする。

* 1) 護岸の高さは計画高水位とする。：堤防高は計画高水位に余裕高を見込んだ高さで、この余裕高は「洪水の波浪、うねり、跳水等による水位上昇に対して堤防の高さに余裕をとる。」とされている。洪水が計画高水位を超えると、護岸上部の土堤部分は水を含んで軟らかくなって崩れやすくなる。崩れかけた堤防の法面を水防団が張葎工・土俵積工等により食い止めなければならない。洪水時に現地を見ている先輩たちは、「堤防余裕高を堤防必要高に改めるべきだ。」という。私も同感であり、水防団員が減少している現状から護岸高は堤防天端高とするように構造令を改めるべきであると思っている。

(2) 越流可能堤防の河川管理施設等構造令に係る懸念

1) 越流可能堤防推奨の理由

宮本氏の「第1次流域委員会における淀川河川事務所長・河川部長」及び「第3次流域委員会における流域委員会の委員長」としての立場の発言等から、宮本委員長が越流可能堤防を推奨される理由は次のとおりであると推測している。

宮本委員長が越流可能堤防を推奨される理由（推測）

〔前提〕

- ①現在の堤防を洪水の越流によって崩壊しない安全な構造とし、洪水流下断面積を堤防天端高まで見込み、更に越流を許容して超過洪水に対処する。
- ②河川整備計画の計画目標年は30年程度とし、淀川水系の直轄事業費の予算規模に配慮して、戦後最大洪水流量を対象とした治水計画とする。
- ③下流の洪水流量を増大させる保津峡、岩倉峡の開削は、当面実施しない。

〔推奨される理由（推測）〕

- ①越流可能堤防は堤防天端高まで洪水流下断面積が拡大するので、基本高水流量は既設ダムによる洪水調節と従来の河道改修計画断面で処理できる。（建設中のダムは不要である。）
- ②どのような超過洪水に対しても、破堤しないので壊滅的な浸水被害を防ぐことができる。

2) 越流可能堤防の河川管理施設等構造令に係る懸念

河川管理施設等構造令に関連して、越流可能堤防に私が懸念するのは次のとおりである。

①計画高水位の設定方法

河道の計画高水位は、河川整備基本方針に定める基本高水流量からダム等による洪水調節量により低減した河道配分流量により決めると私は思っている。

まず越流可能堤防の場合に、河川整備基本方針に定める河道配分流量から求めた計画高水位（ H_o ）と戦後最大洪水流量で求めた高水位（ H_s ）をどうするかを考えてみた。

戦後最大洪水流量を対象にした治水安全度を判断する場合に、「a.既設ダムと共に工事中のダムによる洪水調節を見込んだ河道配分流量による高水位（ H_{s_1} ）を対比する」、「b.工事中のダムによる洪水調節効果を見込まない河道配分流量により高水位（ H_{s_2} ）を対比する」の2ケースが考えられる。

更に宮本氏の構想は「c.河川整備基本方針の基本高水流量を対象とするが、越流可能堤防にすることにより、建設中ダム及び今後計画すべきダム等の洪水調節量を考慮しない河道配分流量で

新たな計画高水位を定める」と判断されるが、「a. のケース」及び「b. のケース」と共に計画高水位をどのように考えておられるのであろうか。

②河川管理施設等の設計方法と計画高水位のとり方による安全性

河口堰、水門、橋梁等の河川管理施設等の構造は、河川管理施設等構造令に「計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とする」と定めているので、計画高水位のとり方によって構造物の安全性が大きく支配される。これを橋梁による例を示す。

[計画高水位のとり方と橋梁の安全性]

○前提条件 河川整備基本方針に定める淀川本川の基本高水流量(安全度 1/200、17,500m³/s)を既設ダムによる洪水調節流量(仮定、2,000m³/s)を考慮すると河道配分流量は 15,500 m³/s となる。(仮定、17,500—2,000 m³/s)

淀川工事実施基本計画改訂に定める計画高水位と計画横断形状(流下能力 12,000 m³/s)により、河道配分流量は 15,500 m³/s を流下させた場合の水位は、定められた計画高水位より約 2 m 上昇する。堤防の余盛(土堤の沈下量を見込み計画堤防高より高く盛土する高さ)を考慮しないと計画堤防高となり、河川の波浪、うねり等を考慮すれば「宮本構想の越流可能堤防」とせざるを得ない。また、この場合の計画高水位は、ほぼ計画堤防天端高となる。

水位上昇高：H 河幅：B = 600 m 平均流速：V = 3 m/s (仮定)

河道配分流量：Q = 15,500 m³/s 実施基本計画改訂河道配分流量：Q₀ = 12,000 m³/s

水位上昇高 $H = (Q - Q_0) / B \cdot V = (15,500 - 12,000) / 600 \times 3 = 1.94 \text{ m}$

(以上は資料がないので仮定の数値である。必要であれば河川管理者で検討されたい。)

○計画高水位のとり方による橋梁の安全性に対する影響

橋梁の設計は、工事実施基本計画改訂に定める計画高水位を基にして設計される。越流可能堤防による計画高水位上昇(2 m)が、橋梁の安全性に影響を与える主なものは、次のとおりである。

- a. 橋脚に対する外力として、水位上昇分 2 m の流水力が増大する。
- b. 橋梁上部工下面から流水までのクリアランスが 2 m 減少して、橋梁上部工は流木が衝突し、波浪やうねりが打ち寄せ危険な状態となる。

以上は計画高水位のとり方と橋梁の安全性に対する影響を例示したが、河口堰、水門等も計画高水位相当分が高くなれば安全性に影響を受けることになる。

3) 計画的に洪水氾濫を生じさせることの補償制度に係る懸念

越流可能堤防計画のための計画河道配分流量をどのように考えられているかは、私にはわからない。例えば、「2-(2)-2)-①-ケース c..」で考えると、河川整備基本計画に定める基本高水流量が発生した場合には、波浪やうねりで、堤防を越流することになる。言い換えると計画河道配分流量で洪水氾濫を容認していることになるので、予め氾濫した水の処理や被害を受けた人の補償のあり方を決めておかなければならない。

3. 越流可能堤防の構造（安価で安全）と実施時期に係る懸念

(1) 越流可能堤防の構造について

国土交通省重点施策の越流可能堤防が実施できない理由について私の考えを述べておきたい。

1) 洪水を越流させる堤防の安全性を補償する構造について

洪水を安全に越流させる堤防は、費用面を考慮しなければ直ちに答えが出る。しかし、公共費である河川改修事業で実施するなれば経済性が追求される。

話を進める前に、越流可能堤防を通常工法である法面を覆う工法（法覆工）で行なうことにして、概算の数量と費用を推定してみた。

越流可能堤防の法覆工の面積計算（淀川河川事務所管内）

1. 各河川の法覆工の必要長さ（a.表法は計画高水位から堤防天端高までの法面、b.堤防天端幅、c.裏法面、（法面及び小段）、d.法尻保護3mを見込む。淀川管内図の標準図による）

①淀川・宇治川 33m ②桂川 29m ③木津川 30m

2. 越流可能堤防の延長

①淀川・宇治川（淀川大堰9.6kmから宇治橋50.6km） 41km

②桂川（三川合流点から渡月橋） 18km ③木津川（三川合流点から加茂） 31km

3. 越流可能堤防の法覆工面積（1. × 2.）

①淀川・宇治川 $33\text{m} \times 41,000\text{m} = 1,353 \text{ 千}\text{m}^2$ ②桂川 $29\text{m} \times 18,000\text{m} = 522 \text{ 千}\text{m}^2$

③木津川 $30\text{m} \times 31,000\text{m} = 930 \text{ 千}\text{m}^2$ 合計 2,805 千 m^2

4. 越流可能堤防事業費

仮に法覆工単価 = 2万円/ m^2 とすると、越流可能堤防事業費は561億円となる。

越流可能堤防は全ての区間が完了しなければ治水目的を果たすことが出来ないので、早急に完成させる必要がある。例えば10箇年で完成させるには、1年に約56億円となり近畿地方整備局各事務所の河川改修費を節約しても越流可能堤防工事に流用することは出来ないであろう。

そうすると越流可能堤防を新規事業として予算要求しなければならないが、ダム事業を推進しないで、越流氾濫補償に問題のある制度を大蔵省が認めることはないであろう。

従って、越流可能堤防工事を実施するなれば、建設コストを下げた河川改修費の範囲で実施することになるので、不腐食布で法面を覆う等の安全な工法・素材等の検討を要するが良い答えが出るであろうか。

(2) 越流可能堤防工事の実施時期について

越流可能堤防工事を実施する時期は、河川整備基本計画に定められている基本高水流量によりダム等の貯留施設が完成し、計画高水位以下の水位で計画河道配分流量を流下させることができる状態に至った時であると思っている。

そうしないと超過洪水の越流水深が大きくなり、堤内地の低地部分に氾濫した水が集中して流れ家屋倒壊・流失する大災害となる恐れがある。 以上

天ヶ瀬ダム再開発事業についての質問

2008年2月15日

中川 学

1. 受付番号 1523 への再質問（受付番号 1196 への再々質問）

質問の趣旨は以下のとおりである。

- ・ 放流トンネルの掘削がダムサイト岩盤の強度に影響を与えることがないか？
- ・ トンネル掘削を行うことを前提条件に、ダムサイト岩盤の安定計算を行っているかどうか？
- ・ 安定計算を行っている場合、どのような計算モデルか？

ということである。しかし回答は、「トンネル掘削工法の検討を行っている」と答えているのみで、質問への答えになっていない。「詳細については個別に対応云々」とあるが、それ以前の段階である。

再回答をお願いします。

2. 地層断面図についての質問

「宇治川右岸45.2k推定地層断面図」及び「宇治川左岸45.4k推定地層断面図」において、それぞれ矢板の記載があるが、それぞれの設置目的は何ですか？また宇治橋下流区間全体での矢板の整備状況とそれぞれの設置目的を教えてください。

3. 天ヶ瀬ダム再開発事業の経緯について

天ヶ瀬ダム再開発事業について、市民的には唐突的に始められたような印象があります。しかし実際にはかなり早い時期からの事業と聞いています。事業の経緯について教えてください。構想、調査、計画策定、事業着手などそれらの経緯と背景事情も含めて。

またこれまでに要した事業費と今後の予定も教えてください。

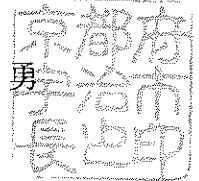


19宇総括第161号

平成20年2月7日

淀川水系流域委員会委員長
宮本 博司 様

宇治市長 久保田 勇



淀川水系河川整備計画原案に対する宇治市の意見書を国へ提出するにあたりその写しを送付いたします。

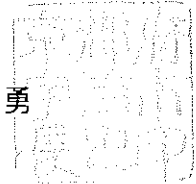
つきましては今後の河川整備計画原案の審議にあたりまして格段のご配慮を賜りますよう、よろしく願いいたします。

平成20年2月7日

国土交通省近畿地方整備局長

布村 明彦 様

宇治市長 久保田 勇



淀川水系河川整備計画原案に対する意見

平素より、本市の行政全般にわたり格別の御支援御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

宇治川は治水上重要な役割を果たしているだけでなく、宇治の豊かな自然の象徴であり、悠久の歴史を語り継ぐ大きな役割を果たし、宇治市のまちづくりにとりましても重要な要素であることから、宇治川にかかる河川整備は本市にとりまして大変重要な事業であり、その内容には重大な関心を寄せているところでございます。

昭和28年に台風13号による宇治川堤防の破堤に伴う大洪水を経験した本市といたしましては、昭和46年に改定された「淀川水系工事实施基本計画」に基づく、宇治橋地点において計画規模1/150年、計画高水流量1,500 m³/sを対象とする宇治川改修計画と放流能力を900 m³/sから1,500 m³/sに増大させる天ヶ瀬ダム再開発計画について、琵琶湖周辺の浸水被害の軽減だけでなく下流部の浸水被害を軽減する効果もあるという点に同意し、これらの計画とその関連事業に協力し、今日に至っているところでございます。

昨年8月、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て、宇治地点において計画規模1/150年、計画高水流量1,500 m³/sを定めた「淀川水系河川整備基本方針」が告示され、同月、この方針に基づく今後20年～30年間の河川整備の内容を定める「淀川水系河川整備計画原案」が公表されました。

この「淀川水系河川整備計画原案」における宇治川の河川整備につきましては、淀川水系流域委員会等における説明によると、

1. 天ヶ瀬ダムの二次調節を適切に行うためには、天ヶ瀬ダムの洪水調節容量を十分に確保することが必要であり、現在840m³/sとしている一次調節時の放流量を1,140 m³/sまで大きくすることで、天ヶ瀬ダムの洪水調節容量を温存し、できるだけ効率的な運用を行う必要があり、天ヶ瀬ダムの放流量を1,140 m³/sまで増大させるにあたっては、その下流の宇治川の流下能力を放流量等に見合うよう1,500 m³/sに増大させることが不可欠となる。

2. 琵琶湖の洪水は下流の洪水がピークを迎えた後、一日程度遅れてそのピークを迎えることが多いことから、下流に大洪水が到来し危険な状態になったときには、瀬田川洗堰を全閉して、下流の洪水のピークが過ぎた後に放流するという運用を行っており、琵琶湖総合開発で位置づけられた後期放流量を安全に流下させるため、下流で 1,500 m³/s の流下能力を確保することにより、全閉中に琵琶湖に貯留された水を速やかに下流へ放流することが可能となる。

3. 宇治川が流れている地域は京都府域内でも最も標高の低い地域であるとともに、人口の多い京都市南部に接しており、また宇治市中心部を貫流している。したがって、宇治川の安全性を十分確保しておくことは宇治川沿川地域から見ても必要なことである。

といった点から、宇治川は淀川水系の治水計画を考える上での重要な位置を占めており、宇治川においては概ね 150 年に一度の洪水が発生した場合でも氾濫の起こらない安全な河川とすることとし、さらに琵琶湖後期放流量の増大による琵琶湖水位の速やかな低下（上昇抑制）を図ることによって、淀川水系全体の治水安全度の向上に寄与するものとなるとの考えのもと、堤防補強、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムの整備と合わせて、山科川合流点より上流において 1,500 m³/s の流下能力を確保するための対策を実施することとされているところがあります。

本市といたしましても、これらの事業は、宇治市における抜本的な治水対策にとって不可欠の事業であると考えておりますことから、今後速やかに河川整備計画に位置づけられ、早期に事業を完了されることを望んでおりますが、今後の河川整備計画の策定及び事業の実施にあたっては下記の点についても格段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

「治水・防災に関すること」

- 堤防の詳細調査により対策が必要とされている宇治川堤防 3.4 キロメートルの堤防補強については、安全度が特に低く被災履歴のある箇所から優先的に対策を実施し、概ね 10 年以内に全区間の対策を完了させることとされているが、本事業は宇治市の治水の安全上最も優先すべき事業と考えており、破堤による甚大な被害を及ぼさないよう早急に対策を実施するとともに、耐震面からも再度検証し堤防の安全性の向上を図られたい。
- 又、近年の異常気象を勘案する中で計画規模を上回る洪水が発生した場合で

も被害を最小限にとどめる為、粘り強い堤防等少なくとも破堤しない堤防の整備について検討されたい。

- 宇治川洪水時及び後期放流時には水位が上昇し、流入河川等や周辺地域の内水排除が課題となることが考えられるため、施設整備などその対策を十分検討されたい。特に後期放流時の放流量は人為的なものであるため、周辺地域における内水排除の必要性が予測される場合は放流量を調整するなどのきめ細かいルール化も含め対策を検討されたい。
- 天ヶ瀬ダムの放流能力増大方策としてトンネル式放流施設が計画されているが、この施設のダム本体への影響等その安全性について十分な検証を行った上で事業を進められたい。
又、天ヶ瀬ダム再開発計画に関連するトンネル式放流施設に関連する周辺整備に関しても宇治市と十分協議の上安全性や観光面にも配慮されたい。

「河川環境・景観に関すること」

- 塔の島地区を中心として宇治橋付近から天ヶ瀬ダムに至る区間は、世界遺産である平等院や宇治上神社をはじめとする歴史的景観や自然的景観に恵まれた宇治市の景観のシンボルとなる区域であることから、宇治市景観計画においても景観計画重点区域と位置づけ、景観保全の最重点地区として取り組むことを計画しており、さらに重要文化的景観としても位置付けることとしている。又、重点区域内の宇治川については、その整備に当たって景観計画の方針に基づき景観に配慮すべき景観重要公共施設として位置づけることとしている。河川整備計画の策定にあたっては、その趣旨を勘案していただき、歴史性・文化性に配慮した景観の保全・再生に最大限配慮されたい。
- 塔の島地区においては河床掘削等の計画がされているが、当該地区は宇治市の観光の拠点であるため、景観への配慮は勿論のこと、その工事の実施に当たっても宇治の夏の風物詩である鶺鴒を初めとした観光面にも十分配慮されたい。
- 宇治川の河川環境の保全・回復を図るため、鮎・鰻の稚魚や絶滅危惧種であるナカセコカワニナの営巣の確保など多様な生物の生息域を守るためのさまざまな対策を実施されたい。又、現在塔の島地区環境問題対策研究会において護岸に付着する白色物質及び塔の川等に浮遊する泡状物質等の発生原

因の研究調査とその対策の検討が進められているが引き続き宇治川の河川環境の改善を図られたい。

- 天ヶ瀬ダムにおいて鮎・鰻の稚魚などの魚類の遡上・降下が可能となるよう先行事例の効果も十分検証した上で魚道の整備などの検討や土砂移動の連続性の確保の検討など、自然環境・生態系に十分配慮した河川整備をされたい。
- 宇治川の名石で観光資源の一つでもある亀石については河床掘削に伴う水位低下により亀石が亀石らしく見える日数が減るとされているが、このことに対する景観保全の検討をされたい。
- 塔の島の整備にあたっては水辺への安全なアクセスの確保等、親水性に配慮するとともに、土砂供給による砂州の復元についても調査検討されたい。
- 天ヶ瀬ダム周辺地域の家屋等において低周波音が発生している事実があり、これまでもダム放流時に家屋等の調査を実施されているが、放流能力の増大により低周波音の拡大なども考えられる為、今後さらなる詳細な現況調査と低周波音発生状況の予測と低周波音低減の方策などを検討し対応をされたい。

「河川管理に関すること」

- 河川管理上支障となる河道内樹木については、生物の生息・生育環境に配慮した上で必要に応じて伐採等適正な管理をされたい。
- 堤防・護岸等の河川管理施設についてはその機能を維持する為の適切な管理をされたい。
- 天ヶ瀬ダム貯水池における堆砂についてはダムの機能が十分発揮されるよう適切な管理をされたい。

「利用に関すること」

- 市民が宇治川筋の景観を肌で感じ安全に堤防を活用できるようなバリアフリー化された遊歩道やサイクリングロードの整備をされたい。特に経路が分断されている宇治川右岸の戦川、関西電力宇治発電所余水路については橋梁

を新設されたい。

- 河川の利用は自由使用の原則のもと、環境教育を推進する場という観点等も含めて誰もが自由に楽しめ憩える場としての河川敷の整備と秩序ある利用の促進を図られたい。
- 宇治川流域の河川敷は、火災や水難救助等の重要な活動拠点としての役割を果たしていることから、災害対策用車両の搬入路の確保をされたい。

「瀬田川洗堰に関すること」

- 洪水時の宇治川の安全は天ヶ瀬ダムとともに、瀬田川洗堰の全閉操作によって守られているところであるが、今回の原案では「下流において被害のおそれが生じる場合には瀬田川洗堰の全閉操作を行うこととなっているが、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする」とされている。このことは淀川水系全般における治水の根本的な課題の一つではありますが、全閉操作を撤廃するかどうかという点は、昭和28年の大水害を経験した宇治市にとりましては単なる浸水にとどまらず市民の生命に関わる問題であり、堤防補強や天ヶ瀬ダム再開発及び大戸川ダム等の整備を行った後、初めて議論されるべき問題だと考えており、まずは下流の治水安全度を十分に確保され、その後に関係自治体や住民の意見を踏まえ、慎重かつ十分な議論を尽くされることを強く求めます。

[結び]

幸いにも本市におきましては天ヶ瀬ダム建設以降、大規模水害等に見舞われることなく、天ヶ瀬ダムが治水・防災などあらゆる面で重要な役割を担い、その恩恵と有効性は計り知れないものがあります。

しかしながら近年国内各地で気候変動の影響とも思われる局地的豪雨が発生しております。到底予測できない降雨量をもたらした東海豪雨は言うまでもなく、その後の平成16年には新潟県・福島県や福井県で立て続けに大きな水害が発生しており、同じ年の台風23号では近畿地方北部でも大きな被害が生じております。このような状況と昭和28年の本市での大水害を鑑みれば、未曾有の洪水への備えが急務となっており、治水の優先性を念頭に

おいた河川整備計画を策定すべきものと言わざるを得ません。

ましてや宇治川改修や天ヶ瀬ダム再開発の両事業は、ひとり宇治市だけの問題ではなく、淀川水系流域自治体にとりましても極めて重要な事業であります。

宇治市といたしましては、平成 16 年 12 月に河川整備計画策定に関する意見を提出させていただいておりますが、今回再度、まず第一に市民の生命と財産を守るための「治水」を最優先させ、そのことがしっかりと確保された上で生態系や景観などにも最大限の配慮すべきとの基本的な立場に立って、上記のとおり意見を提出させていただきますので、詳細な情報提供と意見交換等の機会を多く作っていただきますと共に河川整備計画の策定にあたりましては、十分留意いただきますようお願い申し上げます。

以上

■意見

中村桂子

淀川流域委員会が検討中の河川整備計画案については、淀川流域界隈に住む地域住民の安全を第一に考え、「越水対策」を最優先で整備計画にもりこんでいただきますよう一層の論議を期待いたします。